

平成28年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成28年10月11日
沖縄県人事委員会

《本年の勧告のポイント》

月例給・ボーナスともに引上げ

- 1 月例給は、公民較差（0.27%）を解消するため引上げ
- 2 期末・勤勉手当（ボーナス）は、民間の支給割合を踏まえ、0.10月分引上げ
- 3 平成29年4月1日より配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ

1 給与勧告の基本的な考え方

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与及び民間給与の実態調査の結果並びに国及び他の都道府県の給与等の状況を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適應するよう職員の給与等について、報告及び勧告を実施

2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内330の民間事業所から無作為抽出した137事業所の4月分の給与等について実地調査

(1) 月例給

職員給与が民間給与を1人当たり934円（0.27%）下回った。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A-B） $\left(\frac{A-B}{B} \times 100\right)$
342,806円	341,872円	934円（0.27%）

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の支給月数（4.20月分）が民間の支給割合（4.28月分）を0.08月分下回った。

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	較差（A-B）
4.28月分	4.20月	0.08月

3 給与改定の内容

(1) 給料表

職員給与が民間給与を下回ったこと（934円、0.27%）、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、若年層に重点を置いて引上げ改定

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ改定（上限月額413,300円→413,800円）

(3) 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の支給月数が民間の支給割合を下回ったことから、年間の支給月数を0.10月分引上げ、4.30月分とし、引上げ分は勤勉手当に配分

(4) その他の課題

ア 獣医師の処遇

人材確保の観点から、他の都道府県との均衡を考慮し、初任給調整手当の支給期間の拡大など、処遇の改善に取り組む必要

イ 特地勤務手当

社会経済情勢の変化を踏まえた上で、国や他の都道府県の状況を考慮し、引き続き検討

【実施時期】

(1) 及び(2)については平成28年4月1日から、(3)については条例の公布の日からそれぞれ実施

4 扶養手当の見直しについて

国家公務員の扶養手当制度の見直しに準じ、以下のとおり改定することが適当

- (1) 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額とするとともに、子に係る扶養手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- (2) 部長級の職員には、子以外の扶養親族に係る扶養手当は支給しない。統括監級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当額を3,500円支給
- (3) 実施時期は、平成29年4月1日からとし、平成32年3月31日までの間、激変緩和を図るため、人事院勧告に準じて特例措置を講じることが適当

5 公務運営に関する課題について

(1) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減と勤務時間の管理

業務の更なる効率化、繁忙期における業務支援等業務の平準化、業務実態に応じた適正な人員配置等、より一層の取組を推進するとともに出退勤時間の正確な把握等適切な管理に努める必要

イ 仕事と家庭の両立支援の推進

育児休暇や介護休暇等が取得しやすい職場環境づくりに向け、管理監督者等の意識改革に引き続き取り組むとともに、両立支援制度を拡充する必要

ウ 心身の健康管理

ストレスチェック制度の効果的な活用方法の検討、復職者のフォローアップ等、長時間勤務者への面接指導並びにハラスメントの発生防止等に取り組む必要

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

評価能力の向上、評価結果の任用等へ適切な反映及び退職者管理の適切な対応が必要

(3) 多様な人材の確保及び育成

受験者募集周知を強化するとともに、各任命権者は年度ごとの採用数の平準化に努める必要。また、人材育成を通じた職員の職務遂行能力の向上、女性職員について計画的、積極的な登用及び職域拡大等とともに、働きやすい環境整備に努める必要

(4) 雇用と年金の接続

再任用を希望する職員の能力適性等に応じ、知識経験を生かせる職務への配置に努めるとともに、組織体制、給与等のあり方の諸課題を検討していく必要

(5) 服務規律の徹底

各任命権者においては、従来より注意喚起、研修の実施等に取り組まれているが、改めて検証し、法令遵守、綱紀保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努める必要

6 参考

(1) 平成28年4月の較差に基づく改定勧告後の影響額（行政職給料表適用職員（新卒除く）4,411人）

	勧告前	勧告後	増減額（率）	平均年齢	平均経験年数
平均給与月額	341,872円	342,509円	637円（0.19%）	40.3歳	17.4年
平均年間給与	5,514,497円	5,557,913円	43,416円（0.79%）		

※平均給与月額の増減額の内訳：給料626円、その他11円

(2) 行政職給料表適用職員（新卒除く。）の平均年間給与額の増減額（単位：万円、%）

	平成28年度		平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成17年度（給与構造改革前）と平成28年度（勧告後）との比較
	勧告後	勧告前												
年収額（万円）	555.8	551.4	555.8	554.0	548.6 (528.6)	555.9	561.1 (560.0)	574.6 (558.8)	581.2 (565.3)	595.3 (574.8)	610.1	618.6	615.9	△60.1
対前年増減額（万円）	0.0	△4.4	1.8	5.4	△7.3 (△27.3)	△5.2 (△4.1)	△13.5 (1.2)	△6.6 (△6.5)	△14.1 (△9.5)	△14.8 (△35.3)	△8.5	2.7	△3.2	
対前年増減率（%）	0.0	△0.8	0.3	1.0	△1.3 (△4.9)	△0.9 (△0.7)	△2.3 (0.2)	△1.1 (△1.1)	△2.4 (△1.7)	△2.4 (△5.8)	△1.4	0.4	△0.5	

※（ ）内は、特例条例による減額後の額・率である